

No.2716

ムスリム市民社会と近代教育の関連の歴史的解明

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科 特任研究員

水澤 純人

ムスリム社会における市民社会の成立は学術的な論争の主題となってきた。成立に否定的な論者は、強権的な政治体制の継続と宗教的な理念を優先した個人の抑圧を理由に挙げる。加えて、市民社会概念を、西洋の東洋に対する優位を反映したオリエンタリズムの産物と見なしてその適用を否定する論者もいる。他方、西洋の規範的な市民社会概念ではなくムスリム社会に対応した代替概念の創出を唱える論者もいる。申請者の研究は、この後者の立場に立ってパキスタンにおける「ムスリムを主体とした市民社会(以下、ムスリム市民社会)」の歴史的形成を検討するものである。

より具体的には、イスラーム擁護協会(以下、擁護協会)という、英領パンジャープにおいて最大の会員数を誇ったムスリムの結社を事例として同協会による教育事業を検証する。本助成期間中、同協会が発行していた月刊の機関紙を中心とした史料の収集をパキスタンとイギリスで行った。そして、擁護協会の女性観と女子教育の展開過程に特に着目した検証を行い、その成果を 2017 年にイギリスのパキスタン=ワークショップでも発表した。

明らかとなったのは、擁護協会はその設立(1884年)から英領期の後半(1930年代)を通じて男女を隔てる伝統的な「女性の隔離規範(パルダ)」を支持し、良妻賢母の育成のための女子教育を推進したことである。他方、1885年に初等段階から始まって1939年にはカレッジ設立に至った女子教育は、擁護協会のジェンダー規範から逸脱した女性たちも輩出していった。

以上を踏まえて申請者は、英領パンジャープのムスリム市民社会は、ムスリム社会における女性の位置づけを討議する男性主体の場であり、公の場は男性、家庭は女性というジェンダー区分を反映する一方、女子教育の推進を通じてそうした区分を壊す人材も生み出していったという暫定的な結論を得た。